

氏名	飯田哲也
学位の専攻分野の名称	博士（先端マネジメント）
学位記番号	甲経営第38号（文部科学省への報告番号甲第749号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2021年2月24日
学位論文題目	「経済のグローバル化を見据えたわが国多国籍企業の税務コンプライアンス体制の構築」 —BEPSとCOSOを中心に—
論文審査委員	(主査) 教授 石原俊彦 (副査) 教授 西尾宇一郎 教授 上田耕治 遠藤尚秀（大阪市立大学教授）

## 論文内容の要旨

### 1 概要と目次

経済のグローバル化が進展している中、世界各国で活動を行っている多国籍企業を取り巻く経営環境も大きく変化している。数多くの経営変化のなかで、代表的なものに税務環境の変化がある。このことは、GAFに代表される米国IT企業が行っている租税回避行為に対して、OECD（経済協力開発機構）が国際的な対応を行うために国際課税ルールの共有化を企図している取り組みからも明らかである。

GAFのような企業に共通しているのは、顧客が所在している市場に十分な恒久的施設（Permanent Establishment）を持たないまま、研究開発やマーケティングなどの革新的な無形資産を活用し、顧客と多様な取引を行っていることである。そしてこれらの企業の特徴として、国際通信技術や国際金融技術を駆使して、タックス・プランニングを行いながら国際的な租税回避行為を行っている、その結果、各国政府において、法人税等の適正な課税が困難になってきているという現実がある。

世界各国で活動を行っているわが国多国籍企業は、日本国内の税務規制だけではなく、こうした国際的な税務環境の激変に対応して、適正な税務コンプライアンスを実現し、企業としての社会責任（Corporate Social Responsibility: CSR）である納税を果たさなければならないと考えられる。なぜなら適正な納税は、企業のゴーイングコンサーンやレピュテーションにも直結する経営管理上の最も重要な課題の一つからである。こうした点を踏まえると、国際的な税務環境の変化は、決してGAFの租税回避問題にとどまらず、わが国の多国籍企業が適正な税務コンプライアンスを各国で果たすという社会責任の遂行の観点からも、避けて通ることのできない問題として位置づけられることになる。

飯田哲也氏が提出した博士学位申請論文（以下、本論文という）は、以上のような認識を研究の視座として作成されている。本論文の研究目的は、「価値創造地重視ルール」と「透明性の強化」の2点に集約することができる。価値創造地重視ルールが重視される理由は、多国籍企業が行う国際的租税回避が、多くの場合、課税管轄権からの離脱を図ることに起因している点にある。すなわち、通常、課税システムは、対象の司法管轄に居住しているか否かに関連し構築されており、この司法管轄間に税制の隙間が生じる可能性があつて、

その結果として二重非課税が生じることになる。二重非課税の原因は、各国の税制や国際課税ルールが、国際協調主義に基づく自由な国際取引の保証を企図するものであるにもかかわらず、目の前の環境変化に十分対応しきれていない点にある。こうした点から「価値創造地ルール」が重視されることになる。

また、税の透明性の強化は、価値創造地ルールへの遵守などについて、多国籍企業が主体的にCSRの視点から、税務コンプライアンスの状況を情報開示しようとするものである。この動きを促進するものとして、例えば、2012年から、OECDとG20は、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転）プロジェクトによって国際的租税回避への協調的取組を開始している。さらに、単一国の取り組みとしては、すでに英国では、2016年に財政法が改正され、大企業の財務責任者に税務に関する適切な管理体制を敷くことと、社内体制にかかる報告書を定期的に税務当局に提出することを義務化している。

以上の点を鑑み、税務環境変化に起因する税務リスク（CSRに基づいて適正な国際納税を怠るリスク）に厳格に対応して、国際税務の視点からのガバナンスの体制を企業内部に構築することが、わが国多国籍企業においても重要な経営課題と認識されることになる。

本論文は、日本企業の多くがこれまで、こうした国際税務環境の変化に起因したリスク管理を経理や理財の管理部門に任せたままでしてきたという現状認識から考察を開始し、国際的な税務環境の変化に適切に対応する全社的なガバナンス体制を経営者が構築する必要性に注目している。そして、この体制構築に際しては、税務環境の変化に対応しながら税務コストの透明性を確保し、自社のステークホルダーに対し国際的な税務行動を明確に説明していくことが重要な課題になるとしている。

このような考察を踏まえて、本論文は、わが国多国籍企業が「税」に関する外部からの規制強化に対して、「税務コンプライアンス」の視点から「税務の視点を導入したコーポレート・ガバナンス体制」を構築するためのフレームワークの考究を目的としている。また本論文の副題である「BEPSとCOSOを中心に」には、この研究目的にアプローチする際の基本的な視点が示されている。その視点とは、わが国の税務関連規制にとどまらず、課税の国際協調を企図するBEPSの内容への対応を企図することであり、その実現は、企業におけるコーポレート・ガバナンスのフレームワークとしての国際標準である「COSO/ERMフレームワーク」（2017年）を援用した税務ガバナンスの構造化において実現しようとする点にある。ここにおいて、本論文は、以下の8つの章で構成されている。

- 第1章 税に関する外部規制強化への対応
- 第2章 OECDにおける租税回避行為への対応
- 第3章 多国籍企業に対するわが国税務政策の経緯
- 第4章 税務コンプライアンスのフレームワーク  
—COSO/ERMからの考察
- 第5章 タックス・プランニングの義務的開示—BEPS行動計画12
- 第6章 移転価格税制に関する文書化—BEPS行動計画13
- 第7章 価値創造地課税への対応—BEPS行動計画7
- 第8章 COSO/ERMの視点から外的規制への対応

## 2 各章の内容

第1章では、グローバリゼーションの進展により、わが国多国籍企業を取り巻く経営環境が、大きく変化している状況を明らかにしている。具体的にはGAFAに代表される米国IT企業が行っている租税回避行為に対抗するための国際課税ルールの共通化について考察している。第1章では、近年の国際課税制度に大

きな関心が集まっている最大の要因として、国際通信技術や国際金融技術の発展により国際的な租税回避行為が発生し、先進国において適正な法人税等の課税が困難になっている背景に注目している。そして、「価値創造地重視ルール」と「透明性の強化」に基づいた税務の視点から、ガバナンス体制を自社内に構築することの必要性を導いている。第1章ではまた、こうしたガバナンスの構築に関して、今日の実質的な世界標準と目されているトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）の『内部統制の統合的フレームワーク』（1992年）、『全社的リスクマネジメントフレームワーク』（2004年）、『全社的リスクマネジメントー組織およびパフォーマンスとの結合』（2017年）の内容を詳細に分析している。その上で、本論文では、2017年の『全社的リスクマネジメントー組織およびパフォーマンスとの結合』の有用性に言及し、そこで指摘されている5つのERMの要素と20の原則に注目した税務ガバナンス構造の構築が、本論文における考究の方向性であることを明らかにしている。

第2章では、租税回避行為に対するOECDの対応策を取り上げ、「コーポレート・ガバナンスと税務の関連性」と「税務仲介者の役割の重要性」について考察が展開されている。具体的には、「OECD・コーポレート・ガバナンス原則」「多国籍企業行動指針」「BEPS行動計画」の内容が詳細に検討されて整理されている。ここでの考察は第3章ならびに第5章以降の検討を展開するための準備的考察として位置づけられている。

第3章では、OECDの税務規制に常に大きな影響を受けているわが国の税務政策を分析し、国税庁が発表している「国税庁レポート」「税務コーポレート・ガバナンスに係る事務運営指針」「国際税務プラン」、ならびに、国際課税に関する税制改正を考察の対象として取り上げている。ここでは、①企業に対する要望事項・経営者（トップ・マネジメント）の関与・指導、②税務専門家・仲介者との共同作業、③税務に関する情報の社内への周知、④不適切な行為の抑止策の整備・運用の4点が、OECDの国際的な税務規制方針に影響を受けたわが国の税務規制であることを導出し、自社内において税務コンプライアンスを維持するためのコーポレート・ガバナンス体制を構築すること、そしてその構築をトップマネジメントによって実践されることの必要性が主張されている。

第4章では、税務コンプライアンス体制の構築が、コーポレート・ガバナンスの視点から検討されている。具体的には、わが国会社法、ならびに、OECDのコーポレート・ガバナンス原則とステュワードシップ・コードが取り上げられ、税務の視点を取り入れたコーポレート・ガバナンスの充実策が探求されている。この考察では、これまでの会社法の視点を重視したコーポレート・ガバナンス体制の構築だけでは不十分であることを指摘し、近時におけるステークホルダーの要求の変化を俯瞰して、税務の視点を導入することが重要であることを明らかにしている。ここでは、わが国における1990年代から2018年までのコーポレート・ガバナンス改革を概観し、わが国のコーポレート・ガバナンス改革は、1990年代に起こった大企業による不祥事に端を発したため、法令遵守に傾注したコンプライアンス維持が重視されており、関係法規である会社法の改正という形式をとりながら米国の影響を大きく受けて実行されてきたことが解明されている。しかしながらその傾向は、2010年代に入ると重要なステークホルダーである投資家（株主）の要求が変化し、欧米の影響を受けながら「日本版コーポレート・ガバナンス・コード」や「日本版ステュワードシップ・コード」の制定・改訂が進められると、CSRやSDGsのような企業経営とステークホルダーに影響を与える新概念が誕生し、投資家の投資志向の多様化によりステークホルダーの階層の平準化が生じるに至っている点が論証されている。そして、「株主との対話」を重視する両コードの実践により、わが国の多国籍業においては、長期志向の投資スタイルを実践する投資家の動向を斟酌した、国際税務ガバナンス体制の構築が不可欠であることを解明している。第4章では、以上の考察を踏まえて、国際税務ガバナンス体制の構築には、COSO/ERM（2017年）が示唆するガバナンス体制構築のベクトルに沿って、わが国多国籍企業における国際税務ガバナンス体制の構築を検討する意義が確認され、BEPSの行動計画を分析対象とした第5章以降における考察の必要性が主張されている。

第5章では、COSO/ERM（2017年）の視点から、英国のDOTAS（Disclosure of the Tax Avoidance Schemes: 租税回避スキームの開示制度）とBEPS行動計画12（タックス・プランニングの義務的開示）についての詳細な考察が行われている。具体的には、「ガバナンスとカルチャー」と「パフォーマンス」に関連性を見出し、「パフォーマンス」に関しては、リスクの識別と重要性の評価を踏まえたリスク対応が検討されている。そこでの結論は、「パフォーマンス」の内容にあるリスク分類において、納税に伴うリスクは、エマージング・リスクとして分類することができるという点である。また、「ガバナンスとカルチャー」に関しては、COSO/ERMの原則5の視点からの検討が行われ、税務人材を惹きつけ、育成し保持していくために、自社において税務の専門家育成のための研修体制の充実と、税務の専門家である税理士の活用が重要であることを主張している。

第6章では、COSO/ERM（2017年）の視点から、税の透明化の強化に起因して執行されたBEPS行動計画13「移転価格文書化」についての考察を展開している。ここではBEPS行動計画13によって導入された移転価格に関する文書化の内容を参考にしながら、その対応によって誘引される納税コストの増大という視点から検討されている。すなわち、BEPS行動計画13の移転価格文書化に対応していくためには、労力・時間・税務コストが従来以上に増大すると考えられる。それゆえ、今後、わが国多国籍企業が、税務行動を企業グループ全体で一貫して実践していくためには、その判断の根拠となる行動規範がステークホルダーにあらかじめ明示されていることが重要であり、制定された税務行動規範を社内外に周知することが、税務コンプライアンスの維持に直結し、有効な税務コーポレート・ガバナンスを構築する嚆矢となることが導かれている。

第7章ではCOSO/ERM（2017年）の視点から、「価値創造地課税」について考察するために、BEPS行動計画に先駆けて制定された迂回利益税（Diverted Profits Tax：以下、DPT）の内容が検討されている。そして、BEPS行動計画7「価値創造地課税」が取り上げられ、価値創造地における課税に適切に対応するためのガバナンス構造がCOSO/ERMの構成要素に関連づけて整理されている。ここでは、意図しないPEが認定されないように、税務コンプライアンスを維持することが重要であることに言及し、「ガバナンスとカルチャー」および「パフォーマンス」の考え方を斟酌して、全社的な対応を行う重要性和、「コア・ヴァリュー」である税務行動指針を作成すること、ならびに、税務行動指針の浸透のために全社的にコミットメントしていくことが、税務コンプライアンスを確保するガバナンス体制の構築につながる事が解明されている。

最後の第8章では、COSO/ERMの5つの構成要素と20の原則に沿って、税務ガバナンスの視点からみたコーポレート・ガバナンスの再構築について、その一般的なガイドラインを再整理するとともに、それらを包括的に推し進める手立てとして、「税務行動規範の充実をはかること」「人材育成を専門家との協働で行うこと」「監視体制の充実を図るために取締役の独立体制を高めていくこと」「新たな企業評価指標を作成すること」の必要性とその具体的な内容が詳述されている。

## 論文審査結果の要旨

### 1 本論文の意義

企業が社会責任を遂行するには、多面的な考察を必要とする。そして、本論文で考察の対象とされている税務コンプライアンスは、GAFAにとどまらず多くの多国籍企業が留意すべき内容であり、そのことは日本の多国籍企業においても同様である。日本の多国籍企業は日本国内の税務規制を順守するだけでなく、BEPSをはじめとする税務ガバナンスの実践に向けた国際協調の動きや、英国の義務的開示制度（MDR）のような一国レベルの税務規制についても十分に理解をし、その上で、国際社会の一員としての適正納税という多国籍企業のミッションを適切に遂行しなければならない。そのためには、国際税務環境に合致した税

務ガバナンス体制の構築が不可欠となることは言うまでもない。そしてこうした税務ガバナンス体制の構築は、単に会社法や税法に規定されている内容に準拠（コンプライアンス）するだけでは不十分であり、多様なステークホルダーが、わが国多国籍企業に対して期待する社会的な公正性を踏まえたコンプライアンス＋アルファの要件を具備したものでなければならない。本論文はこうした主張を、BEPS や MDR、日本国内の税務規制、そして、COSO/ERM の詳細な分析を通じて導出し、この要件を満たす税務ガバナンス体制の構築を、COSO/ERM の20原則に沿って方向づけたものであり、その内容は、わが国ではこれまで先例のない、とりわけ独創性の高い学術研究として評価することができる。

具体的には、本論文は、COSO/ERM（2017年）が提示している5つの構成要素と20の一般原則に沿って、わが国多国籍企業が、国際税務環境に適合したガバナンス体制を構築する際の具体的な指針を、COSO/ERM（2017年）への対応として整理した先端的な内容を有している。本論文では、わが国多国籍企業が、国際的な税務環境に適合したガバナンス体制を構築する際の対応を明らかにするために、①1992年のCOSO報告書から2017年のCOSO/ERM報告書に至る企業の内部統制とガバナンスに関する文書の渉猟、②BEPSやMDRに関連する文献の渉猟、③国際税務ガバナンスの著名な研究者でもある英国カーディフビジネススクールのKevin Holland教授への現地でのインタビュー、そして、④日本国内の税務規制に関する詳細な分析を通じて行っている。このような本論文における研究手法は優れて体系的であり、研究の基本的な流れは、下記のように図示することができる。



ここで、本論文が結論として導出しているCOSO/ERM（2017年）の5つの構成要素と20の原則に関する税務コンプライアンス上の対応については、次のように評価することができる。

- ① 5つの構成要素のうち2番目の構成要素である「戦略と目標設定」（原則の6・7・8・9）に関して、税務コンプライアンスの観点からの具体的な対応に言及していないのが本論文の特徴である。この点は、税務コンプライアンスの問題を多国籍企業のビジネスモデルとは無関係の普遍的な内容と位置づけることを根拠としており、非常に説得的な組み立てである。第2原則である「業務構造を確立する」と、第14原則である「ポートフォリオの視点を策定する」についての考察がない点も、第2構成要素と同様の理由によるもので、同様に説得的である。
- ② 第4構成要素である「レビューと修正」に関連する第17原則である「全社的なリスクマネジメントの改善を追求する」についての詳細な対応策がCOSO/ERMとの関係において記述されていない点は、後述のKevin Holland教授が主張する正当性理論の視点での考察によって代替されており、この部分の考察は、実はこれ以外の諸原則に関連する考察よりもさらに詳細な考察が展開されており、その内容は非常に論理的であり実証的である。
- ③ 上記以外の諸原則（原則の1・3・4・5・10・11・12・13・15・16・18・19・20）に関連する税務コンプライアンスへの対応は、BEPSやMDRをはじめとする関連税務規制を詳細に検討した後、求められる体制整備の方向性を抽出して、その内容に沿って簡潔に集約されたものであり、いずれの内容もその導出の考察ではエビデンス（税務諸規制に対する実務的な視点も踏まえた分析）に基づいた合理的なものだと判断することができる。

以上が本論文の全体に対する包括的な評価であるが、ここで、本論文の主要な学術研究上の個別的意義として、さらに、次の3点を指摘することができる。

第1に、国際税務ガバナンスに関する多面的な研究論文の詳細な検討により、本論文では、国際税務という極めて難解な実務制度を、学術的な論理の観点から再検討して、考察を展開している点である。たとえば、第1章では London School of Economics の Wheatcrott, G.S.A 教授の “The Attitude of the Legislature and the Courts to Tax Avoidance,” *The Modern Law Review*, Vol. 18, No.3, 1955, pp.209-230を取り上げ、租税回避の要件として、①取引が租税を回避していること、②取引が租税回避の目的で行われていること、③取引が合法的に行われていること、④法律が促進することを意図した取引でないことの意味を分析し、租税回避の概念と脱税の概念を明確に識別している。また、第2章と第4章で考察の対象とした、City University of London 教授である Chistensen, J. et al. による “The Social Irresponsibility of Corporate Tax Avoidance: Taking CSR to the Bottom Line” , *Society for International Development*, Vol.47 , 2006, pp.37-44では、企業は社会の一員として租税回避を行なうべきではなく、多国籍企業は課税の分野で会計情報を公開するべきであるという主張に注目し、多国籍企業は、ステークホルダーが要望する開示情報の変化に対応することが重要で、それを踏まえた説明責任（アカウンタビリティ）の遂行が求められているという、本論文の核心となる思考を先行研究として発見している。さらに、Cardiff Business School の Kevin Holland et al. 教授による “Tax Avoidance: a Threat to Corporate Legitimacy?” *British Tax Review*, 3, 2016, pp.310-338 は2004年度から2014年度までの11年間にわたる多国籍企業の税務申告の内容を詳細に分析した論文で、本論文では第5章と第6章における考察の研究題材として援用されている。本論文では、Holland 教授らによるこの研究論文から、①義務的開示制度導入されることによって税務コストが増加することと、②租税に関する開示内容は企業によって異なり一貫性を欠いているという点に注目し、義務的開示制度の導入は、法人の正当性（Legitimacy）を脅かすという「新たなリスク」を引き起こす可能性があり、COSO/ERM の構成要素である「パフォーマンス」のプロセスで対応することが重要であるという特徴な結論の導出に至っており、本論文執筆者による緻密な文献渉猟の成果と評価することができる。本論文においてはこのように、先行研究を踏まえた研究資料の読解と分析解釈が的確に行われており、しかも、各研究論文に対する理論的な分析は緻密である。

第2に、本論文では研究手法として、上記の Cardiff Business School の Kevin Holland 教授を直接に訪問して、多国籍企業の正当性に関するヒアリング調査と、学術的な意見交換を行っている。その理由は、既存の税務ガバナンスに直接関係する研究論文はわずかであり、Holland 教授による正当性の概念の導入は、国際税務ガバナンス体制の構築を支える非常に重要な理論的根拠と目されているからである。正当性の概念は、新制度派社会学等において近年頓に考察されている概念で、Holland 教授はこの理論を用いて税務コンプライアンスを確保するガバナンス体制の構築が、多国籍企業の経営管理において最も重要な一つの課題になるという学説を主張されている。Holland 教授によると、経営陣が陥る Legitimacy のジレンマと恐怖は、スターバックスなどの欧米企業を例に挙げて説明することが可能であり、本論文ではこの主張の核心を確認し、より広範な示唆を得るために同教授を直接に訪問し、その研究成果を踏まえてより詳細な考察が展開されている。この考察の過程で同教授がソーシャルライセンスという言葉を用い、その毀損とレピュテーションリスクとの関係性がジレンマと恐怖の源泉にあるという示唆に、本論文の筆者である飯田氏は注目し、「英国で制定された義務的開示制度（MDR）を遵守することで legitimacy を実現できるのではないか」という仮説を想定し、Holland 教授との討議の準備を行っている。その上で、本論文では、教授から得られた知見として、英国では、違法行為とみなされない租税回避は、コンプライアンスの視点では正当化されても、ソーシャルライセンスの視点で正当化されるかどうかは疑問であるという点に注目し、第5章における論究で、正当性の是非を判断するのは、社会つまりはステークホルダーであるという主張の導出に至っている。このように

本論文の内容には、欧州を代表する国際税務の研究者との学術的討議を踏まえた考察が含まれており、その点は本論文の国際性を表象するものとして高く評価することが妥当である。

第3に、本論文の提出者である飯田哲也氏は、長年、税理士として日本の国内外の税務実務と制度に精通しており、本論文で考察の対象となった、租税回避に関する日本国内の税務規制と、BEPSで集約された国際的な租税回避の税務規制について高度な専門的知識を有している。また、税務の顧問先に英国に事業所を有する日本の多国籍企業の税務状況にも精通しており、上記に述べた理論的な研究と実務的・制度的な知見が融合されて、わが国多国籍企業におけるガバナンスの実態に合致した税務ガバナンスの基本方針を対応策として導出するのに成功している。特に、BEPS行動計画プロジェクトに関連する各種のOECD報告書、国際課税をめぐるわが国における近年の税制改正の経緯、そして、日本版ステewardシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの諸相を緻密に分析した上で、COSO/ERM（2017年）に準拠した国際税務規制に関するガバナンスのあり方を考察しており、この点は、先端的でかつ独創的な研究内容を有していると判断される。

## 2 本論文の課題と審査委員会の結論

以上のように本論文は、その研究主題が独創的であること、英国における調査研究という研究手法の採用により研究成果の質が高いこと、また、論理展開が適切であることなどから、その内容は非常に高く評価することができる。

なお、本論文では、税務コーポレート・ガバナンスの構築にあたり、ステークホルダーへの「税務リスクの透明性の確保」の重要性が強調されている。この点については、結章である第8章においても、COSO/ERMフレームワークの第5構成要素である「情報、伝達および報告」の原則に関連して、適切な情報開示についてのより具体的な考察が必要であると考えられる。ただし、これに関する考察は第3章と第5章においてすでに展開されていることから、結論部分においてもこの点を含めたCOSO/ERMの20原則に沿った体系的な結論の考察が展開されていれば、本論文の内容はCOSO/ERM（2017年）への対応という点で、より構造化されたものになったのではないかと考えられる。

しかしながら、この点は、本論文の学術的価値に影響するものではなく、論文の研究成果は非常に高く評価されるべきものであり、この付言はあくまでも今後の研究をより深化させるためのものである。

以上が、本論文の審査結果と今後の研究課題である。加えて、本学位論文申請者である飯田哲也氏は、関西学院大学大学院経営戦略研究科博士課程後期課程入学以降、査読付論文6本を含め合計7本の研究論文（うち5本は共著<すべて第一著者>）のほか、合計3回の学会報告（全国大会1回、関西部会1回、中部部会1回）を行っている。7本の研究論文の内容は、第2章、第4章、第5章、第7章に組み込まれており、3回の学会発表の内容は、第2章、第3章、第4章、第5章に組み込まれている。また、2018年10月に東京で開催された日本内部統制研究学会第11回年次全国大会における報告「わが国多国籍企業のあるべき税務ガバナンス—近時の英国財政法改正における税務環境からの考察」の成果は、第4章と第5章における考察の中心的内容として本論文に反映されている。

また、特筆すべき事項として、本大学院博士課程後期課程入学前に執筆した英文の学術論文（Iida, T. and Morri, J., (2008) “Farewell to the Salaryman? The changing the roles and work of middle managers in Japan,” *The International Journal of Human Resource Management*, Vol. 19, No.6, pp.1072- 1087）は、労務管理環境の変容と対峙した日本企業の実相を考察の対象としたもので、外部環境の変化がもたらす組織内部体制構築への影響を税の観点から問う本論文の問題意識を醸成する礎として位置づけられ、本論文との関連性

も小さくない学術論文である。なお、Morris 教授との共同研究が掲載されたこの学術雑誌は、Association of Business Schools の学術雑誌ランキング (ACADEMIC JOURNAL GUIDE) で、Rating 3 (1,2,3,4,4\* の5段階のうち) で評価されている極めて高度な国際学術雑誌である。

上記と口頭試問の内容を踏まえて、審査委員会は全員一致で、飯田哲也氏の博士学位申請論文が、博士（先端マネジメント）の学位に相当する論文であると判断し、同氏に学位を授与されるよう推薦するものである。